

地方議会議員の新たな年金制度についての要望

地方議会議員年金制度は、平成の大合併により急激に財政が悪化し、平成 23 年 6 月 1 日をもって廃止されたが、廃止法案審議に際して衆参両院総務委員会は、地方議会議員の新たな年金制度について検討を行うよう附帯決議を付したところである。

この附帯決議を踏まえ、総務省は、地方議会議員のみを対象とした新たな年金制度を創設することは現実的ではないとし、地方議会議員が既存の被用者年金制度へ加入する道を検討する必要があるとしている。

地方議会議員が安心して議員活動に専念し、また、議員を志す新たな人材確保のためにも、議員退職後の老後の生活を保障する年金制度は必要不可欠である。

よって、政府及び国会は、今般の年金制度の大幅な見直しに当たり、地方議会議員について、知事、市町村長や被用者が加入する基礎年金に上乘せの報酬比例部分のある被用者年金制度への加入を実現するよう強く要望する。

平成 24 年 6 月 14 日

都道府県議会議員共済会
市議会議員共済会
町村議会議員共済会